

仕 様 書

1 業務の目的

本業務は、アメシロ等が大量発生している西部工業団地内のくわの木を伐採するものである。

2 履行場所

秋田市新屋鳥木町 西部工業団地内

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和元年12月6日まで

4 伐採対象範囲

別紙位置図のとおり

5 作業内容

- (1) 伐採方向に十分注意するとともに、伐採の高さは、できるだけ地際から伐採するものとする。
- (2) 伐採木はかかり木のまま放置することなく、地面に引き落としてから作業を行うものとする。
- (3) 伐採木は適当な長さに切断し、集積するものとする。
- (4) 伐採木等は道路周辺に放置しないものとする。
- (5) 伐採木等は敷地外へ搬出し、処分するものとする。

6 作業計画および作業場の注意

- (1) 受託者は、業務を履行するにあたり常に安全管理を心掛け、事故等に十分注意するものとし、必要に応じて安全防具等を着用すること。
- (2) 業務の実施に当たって、労働安全衛生法および関係法令を遵守するものとする。
- (3) 本業務に伴い、危険物を使用する場合は、事前に市担当者の承諾を得た上で、関係法令を遵守して使用すること。
- (4) 本業務の作業日および作業時間は、平日の午前8時30分から午後5時までを原則とし、発注者の業務遂行に支障があるとき、又は工程の都合上やむなく午後5時を過ぎての施工が必要なときは、市担当者と協議の上、許可を得て、他の時間帯に行うものとする。

7 報告

- (1) 受託者は、業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書に、完成写真を添えて提出すること。
- (2) 完成写真は、作業前、作業中および作業後の写真とする。

8 その他

業務実施に当たって疑義が生じた場合は、市担当者と協議し、その指示に従うものとする。

- (1) 業務上必要な器具、工具、測定器、消耗品等は、全て受注者の負担とする。
- (2) 作業中に損害が生じた場合は、以下のとおりとする。

ア 目的物の引渡し前に、目的物又は材料について生じた損害その他の施工に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち秋田市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、秋田市が負担する。

イ 施工について第三者等に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち秋田市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、秋田市が負担する。

9 事前調査

受注者は業務の実施に先立ち、必要に応じて現地の状況、関連設備その他について綿密な調査を行い、十分実情を把握の上、着手すること。

10 業務の完了

- (1) 受注者は、業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書に、完成写真を添えて提出すること。
- (2) 市担当者は、業務が終了したときは、速やかに現場確認を行い、完了を認めた場合は、検査員へ検査依頼すること。

11 疑義

業務実施に当たって疑義が生じた場合は、市担当者と協議し、その指示に従うものとする。